○藤枝市財務規則（抄）

制　　定　　昭和５２年４月１日規則第１１号
最近改正　　令和８年７月２３日規則第３４号

第１章　総則

（趣旨）

第１条　藤枝市（以下「市」という。）の財務については、法令その他別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

（用語の意義）

第２条　この規則で「主管」とは、藤枝市行政組織規則（平成１１年藤枝市規則第１号）第２条に定める課並びに出納室、議会事務局、教育委員会事務局の課（図書館及び郷土博物館を含む。）、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び農業委員会事務局をいう。

（事務の補助執行）

第３条　市長は、予算の執行に関する事務の一部を前条に掲げる主管に補助執行させるものとする。

（証拠書類の記載）

第４条　契約書及び現金又は物品の出納に関する書類（以下「証拠書類」という。）の金額、数量その他重要な数字は、明りょうに記載しなければならない。

２　前項の契約書及び証拠書類の記載には、鉛筆を使用してはならない。

（首標金額の表示）

第５条　証拠書類の首標金額を表示するときは、アラビア数字を用い、その初頭に「￥」又は「金」の文字（以下「円記号等」という。）を併記しなければならない。ただし、納税又は納入の通知書、支出命令票、調定通知票等の電子計算組織による首標金額については、円記号等を省略することができる。

（金額、数量及び単価の訂正）

第６条　契約書及び証拠書類の金額、数量及び単価は、加除訂正することはできない。ただし、証拠書類の首標金額を除きやむを得ない場合は、決裁者の証印を得て訂正することができる。

２　前項ただし書により訂正する場合は、第１０条第３号の規定を準用する。

（外国文の証拠書類）

第７条　証拠書類で外国文をもって記載したものについては、その訳文を添えなければならない。

２　署名を習慣とする外国人の自署は、記名押印とみなして処理することができる。

## 第２章　予算

### 第１節　予算の編成

（継続費）

第２０条　主管の長は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２１２条の規定による継続費を設定しようとするときは継続費調書（第３５号様式）を、既に設定されている継続費を変更しようとするときは継続費調書に準じた継続費変更調書を作成し、予算要求書とともに提出期日までに財政経営部長に提出しなければならない。

２　財政経営部長は、前項により提出を受けたときは、前条の規定に準じて所要の手続をとらなければならない。

３　主管の長は、継続費に係る毎年度の支出残額を逓次繰り越して使用するときは、５月１０日までに継続費繰越計算書を作成し、継続費繰越額内訳書（第３６号様式）を添えて財政経営部長に提出しなければならない。

４　財政経営部長は、前項により提出を受けたときは、前条の規定に準じて所要の手続をとるとともに会計管理者に通知しなければならない。

５　主管の長は、継続費に係る事業が終了したときは、継続費精算報告書を５月末日までに財政経営部長に提出しなければならない。

（繰越明許費）

第２１条　主管の長は、歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の理由により年度内に支出を終わらない見込みのあるものについて法第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用しようとするときは、その理由及び金額を明らかにした繰越明許費調書等（第３７号様式）を作成し、参考となる資料を添えて予算要求書とともに、提出期日までに財政経営部長に提出しなければならない。

２　財政経営部長は、前項により提出を受けたときは、第１９条の規定に準じて所要の手続をとらなければならない。

３　主管の長は、前２項の規定により、予算を翌年度に繰り越したときは、５月１０日までに繰越明許費事業別繰越計算書（第３８号様式）を財政経営部長に提出しなければならない。

（事故繰越）

第２２条　主管の長は、法第２２０条第３項ただし書の規定により歳出予算を翌年

度に繰り越して使用しようとするときは、事故繰越し繰越調書（事故繰越し繰越計算書に準ずる。）を作成し、理由書その他参考となる資料を添えて３月末日までに財政経営部長に提出しなければならない。

２　財政経営部長は、前項により提出を受けたときは、第１９条の規定に準じて所要の手続をとらなければならない。

３　主管の長は、前２項の規定により予算を翌年度に繰り越したときは、５月１０日までに事故繰越し繰越計算書を財政経営部長に提出しなければならない。

（債務負担行為）

第２３条　主管の長は、法第２１４条の規定により債務負担行為をしようとするときは、その理由、行為をする年度、債務負担の限度額及び年割額を明らかにした債務負担行為調書（第３９号様式）及び債務負担行為支出（予定）額調書（第４０号様式）を予算要求書とともに提出期日までに財政経営部長に提出しなければならない。

２　財政経営部長は、前項により提出を受けたときは、第１９条の規定に準じて所要の手続をとらなければならない。

３　主管の長は、当該年度以前に係る債務負担行為について債務負担行為支出（予定）額調書を、１２月末日までに財政経営部長に提出しなければならない。

## 第２節　予算の執行

（予算執行の原則）

第２７条　予算は、次の各号の定めるところにより適正かつ効率的に執行しなければならない。

（１）　歳入歳出予算は、事業実施計画及び資金計画に基づいて執行しなければならない。

（２）　歳出予算は、配当された金額を超えて執行してはならない。

（３）　歳出予算のうち、財源の全部又は一部を国及び県支出金、負担金、寄付金、市債その他の特定財源に求める事務又は事業については、当該収入が確定した後でなければ執行してはならない。ただし、予算の性質その他やむを得ない理由があるとき又は特定財源の収入が確実に見込まれるときは、市長の承認を得て執行することができる。

（４）　前号の収入が歳入予算（前年度から繰り越された継続費、繰越明許費及び事故繰越された経費を含む。以下同じ。）の当該金額より減少し、又は減少す

る見込みがあるときは、その減少の割合に応じて、歳出予算に係る当該経費の金額を減額して執行しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（５） 歳出予算のうち所轄行政庁の許可又は認可を必要とするものについては、許可又は認可を得た後でなければ執行してはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（科目の新設及び変更）

第３０条　主管の長は、歳入歳出予算に新たに目若しくは節を設ける必要があるとき又は新たに事業を設け、若しくは事業の名称を変更する必要があるときは、その理由を明らかにして歳入歳出財務マスター登録・変更依頼書を、財政経営部長に提出しなければならない。

２　財政経営部長は、前項の依頼書の提出があったときは、これを審査し、必要な調整を加えて市長の決裁を受けてから、当該主管の長及び会計管理者に通知しなければならない。

（予算の流用）

第３１条　主管の長は、やむを得ない理由により、配当された経費の金額を各項の間、各目の間若しくは事業３の間又は各節の間において相互に流用しようとするときは、予算流用伝票を作成し、財政経営部長に提出しなければならない。

２　財政経営部長は、前項の伝票の提出があったときは、これを審査し、市長の決裁を受けてから主管の長及び会計管理者に予算流用決定通知票により通知するものとする。

３　前項に規定する通知により歳出予算及び配当額は、それぞれ変更されたものとみなす。

（予備費の充用）

第３２条　主管の長は、予備費の充用を必要とするときは、予備費充用伝票を作成し、財政経営部長に提出しなければならない。

２　前項の伝票の提出があった場合の手続については、前条第２項及び第３項の規定を準用する。この場合において、同条第２項中「予算流用決定通知票」とあるのは「予備費充用決定通知票」と読み替える。

（支出負担行為）

第３３条　主管の長は、支出負担行為をしようとするときは、支出負担行為票により市長の決裁を受けなければならない。

２　支出負担行為の整理区分は、次の各号に定めるところによる。

（１）　支出負担行為として整理する時期、支出負担行為の範囲及び支出負担行為に必要な書類は、別表第１の支出負担行為整理区分表の定めるところによる。

（２）　前号に定めるところにより難い経費に係る支出負担行為については、市長が別に定める。

３　主管の長は、支出負担行為をしようとするときは、別表第２の支出負担行為合議区分表の定めるところにより、会計管理者又は出納室長に合議しなければならない。

４　支出負担行為の決定が行われた後において、やむを得ない理由により当該支出負担行為を変更又は取り消す必要が生じたときは、前３項の規定に準じて変更又は取消しの手続をしなければならない。

（合議事項）

第３４条　主管の長は、予算の執行その他市の財務に関する事項については、別に定めるところにより、財政経営部長及び財政課長に合議しなければならない。

## 第５章　支出

### 第２節　支出の特例

（概算払のできる経費）

第９１条　令第１６２条の規定により、同条第１号から第５号までに掲げるもののほか、次に掲げる経費については、概算払をすることができる。

（１）　次に掲げる施設への要保護者若しくは要援護者の入所又はこれらの者の援護の委託に要する経費

ア　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）に規定する保護施設

イ　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に規定する児童福祉施設

ウ　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）に規定する身体障害者更生援護施設

エ　知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）に規定する知的障害者援護施設

オ　老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）に規定する老人福祉施設

（２）　補償金及び賠償金

（３）　運賃及び保管料

（概算払の精算）

第９２条　主管の長は、概算払をした債権金額が確定したときは、当該概算払を受けた者をして遅滞なく概算払の精算書を提出させなければならない。ただし、更に概算払又は精算支出するものにあっては、この限りでない。

２　概算払を受けた旅行が予定と同一であったときは、その精算を省略することができる。

３　精算書に返納額がある場合の手続は、第９０条第５項の規定を準用する。

（前金払のできる経費）

第９３条　令第１６３条の規定により、同条第１号から第７号までに掲げるもの及び令附則第７条の規定により前金払をすることができるもののほか、次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる。

（１）　使用料、保管料又は保険料

（２）　前金で支払をしなければ契約し難い雇用に要する経費

（３）　契約に基づく賃借料及び土地、家屋又は物件の買収代金並びに補償金

（４）　委託料

（５）　公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社の保証に係る工事に要する経費

## 第７章　契約

### 第１節　通則

（契約の制限）

第１１７条　翌年度以降にわたって支出の原因となるべき契約は、これをすることができない。ただし、次の各号の一に該当する契約は、この限りでない。

（１）　法第２１２条に規定する継続費に係るもの

（２）　法第２１３条に規定する繰越明許費に係るもの

（３）　法第２１４条に規定する債務負担行為に係るもの

（４）　法第２３４条の３に規定する長期継続契約に係るもの

（入札者の資格）

第１１８条　一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者は、２年以上引き続きその営業を行っている者でなければならない。ただし、物品の売却にあっては、この限りでない。

２　市長が特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に入札者の資格を定めることができる。

（入札参加の制限）

第１１９条　市長は、競争入札に参加しようとする者が令第１６７条の４第２項各号（令第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当すると認められるときは、その者について３年以内の期間を定めて入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

（営業期間の通算）

第１２０条　次の各号の一に該当する場合は、前営業者の営業期間は、被承継者の営業年限を通算する。

（１）　相続人が営業施設を相続してその営業を承継したとき。

（２）　個人営業者が会社を設立し、これにその営業を譲渡し、かつ、その会社の代表社員及び役員に就任し、現にその任にあるとき。

（３）　合併により解散した会社の代表社員の多数が、合併により設立された会社又は合併後存続する会社となったとき。

（４）　会社がその組織を変更し、他の種類の会社となったとき。

（５）　会社が解散し、会社の代表社員がその営業を譲り受け、個人営業者となったとき。

（資格証明）

第１２１条　入札に加わろうとする者は、第１１８条及び前条の規定による資格を証するため、当該官公署の証明書又は当該事項を確認すべき書類を提出しなければならない。ただし、あらかじめ市において資格を確認し得る者は、この限りでない。

２　前項に規定する証明書類は、その証明事項に異動が生じない限り当該年度間有効とする。

## 第２節　入札及び開札

（入札の公告及び通知）

第１２２条　入札に付そうとするときは、その入札期日（電子入札（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札をいう。以下同じ。）によるものは入札期間の末日）から起算して少なくとも７日前までに次の事項（電子入札にあっては第４号に掲げる事項を除

く。）を公告し、又は指名者に通知しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を３日前までに短縮することができる。

（１）　入札に付する事項

（２）　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

（３）　入札執行の日時及び場所（電子入札にあっては入札期間、開札の日時及び開札の場所）

（４）　郵送による入札に関する事項

（５）　入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札の無効に関する事項

（６）　入札心得書を示す場所

（７）　入札保証金に関する事項

（８）　契約が議会の議決を要するものであるときは、契約を締結する時期及び必要な事項

（９）　その他必要な事項

２　前項に規定する事項のうち、工事請負の指名競争入札による場合において、別に定めのある事項については、これを省略することができる。

３　第１項の公告は、市役所前の掲示場に掲示する。ただし、市長が必要と認めるときは、市広報、新聞その他の方法によることができる。

（入札心得書）

第１２３条　前条第１項第５号の入札心得書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

（１）　入札書式

（２）　落札者が契約をする期限

（３）　契約履行の方法、期限及び契約違反の場合における契約保証金の処分に関する事項

（４）　その他必要な事項

（予定価格の作成）

第１２４条　入札に当たっては、入札に関する仕様書、設計書等によって価格を予定し、その予定価格を記載した書面を封かんして開札の際これを開札場所に置かなければならない。

（予定価格の決定方法）

第１２５条　予定価格は、入札に付する事項の総額について定めなければならない。

ただし、一定期間を継続して行う製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

２　予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短、需給の状況等を考慮して適正な価格を定めなければならない。

（最低制限価格の決定）

第１２６条　最低制限価格を設ける入札の方法により契約を締結する場合においては、予定価格のほかに最低制限価格を定め、その価格を記載した書類を封かんして開札の際にこれを開札場所に置かなければならない。

２　最低制限価格は、契約の目的となる工事又は製造の技術上の難易、過去の入札の実例その他の条件を考慮し、予定価格の１０分の７．５から１０分の９．２の範囲内において適正に定めなければならない。

３　前項に定めるもののほか、市長が別に定める方法により最低制限価格を定めることができる。

（入札書の提出）

第１２７条　入札書は、封かんして本人又はその代理人が、指定した日時までに所定の場所に提出しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めたときは、封かんを省略することができる。

２　代理人が入札する場合には、入札前にその委任事項を明記した委任状を提出しなければならない。

３　郵送による入札を行う場合には、入札書を封書にし、書留郵便により指定した日時までに所定の場所に到達しなければならない。

第１２７条の２　電子入札を行う場合には、前条第１項の規定にかかわらず、入札に参加しようとする者の電子入札は、その使用に係る電子計算機に入札金額その他必要な事項を入力して行うものとする。

２　前項の規定により行われた電子入札は、市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに市長に到達したものとみなす。

（入札者及び代理人の入札制限）

第１２８条　入札者及びその代理人は、他の入札者の代理者となり、又は数人共同若しくは協議して入札することができない。入札保証金を納付せず、又は代理人で委任状を所持しないものについても、また同様とする。

２　市長は、代理人が適当でないと認めたときは、これを拒むことができる。

（入札書の書換え等の禁止）

第１２９条　入札者及びその代理人は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札金額の表示方法）

第１３０条　入札書に記載する金額は、総計金額をもってしなければならない。ただし、特に単価をもって記載すべきことを示したものは、この限りでない。

（入札保証金）

第１３１条　令第１６７条の７第１項及び令第１６７条の１３において準用する令第１６７条の７第１項に規定する入札保証金の率又は額は、公有財産の売払いに係るものにあっては別に定める額、その他のものにあっては、入札金額の１００分の５以上とし、入札に参加しようとする者をして入札の際納付させなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

（１）　入札に参加しようとする者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

（２）　令第１６７条の５及び令第１６７条の１１の規定により市長が定める資格を有する者による入札に付する場合において、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（入札保証金に代わる担保）

第１３２条　令第１６７条の７第２項及び令第１６７条の１３において準用する令第１６７条の７第２項の規定により、入札保証金の納付に代えて提供させることのできる担保は、次の各号に掲げるものとする。

（１）　国債

（２）　地方債

（３）　政府の保証のある債券

（４）　市長が確実と認める社債

２　前項各号に掲げる担保の価値は、同項第１号及び第２号に掲げるものにあっては額面金額、同項第３号及び第４号に掲げるものにあっては額面金額（発行価額が額面金額と異なるときは、発行価額）の８割に相当する額とする。

３　入札保証金を記名債券をもって代用する場合においては、売却承諾書及び委任状を添付させなければならない。

（入札保証金の返還）

第１３３条　入札保証金（これに代わる担保を含む。）は、入札終了後直ちに返還する。ただし、落札者に対しては、第１４９条第２項の規定により契約保証金に充当する場合を除き、当該契約を締結した際に返還する。

（入札の無効）

第１３４条　次の各号の一に該当する者の入札は、無効とする。

（１）　入札に参加する資格のない者

（２）　納付すべき入札保証金を納付しない者又は所定の額に不足する者

（３）　入札書の金額その他の事項につき確認できない記載をした者

（４）　談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者

（５）　同一事項につき金額の異なった２以上の入札をした者

（６）　自己のほか他人の代理人を兼ねて入札をした者

（７）　２以上の入札者の代理となって入札した者

（８）　入札代理人で、委任状を持参しない者又は委任状の内容が不備な者

（９）　所定の日時、場所に提出しない者

（１０）　記名、押印を欠いた者（入札代理人を含む。）（電子入札においては、有効な電子証明書を取得していない者）

（１１）　金額を訂正した者

（１２）　前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者

２　前項の規定による入札の無効は、市長が決定する。この場合において、入札者又は代理人は、その決定に対して異議を申し立てることはできない。

（入札執行の延期、中止、取消）

第１３５条　市長は、必要と認めるときは、入札の執行を延期又は中止若しくは取り消すことができる。この場合は、市長は、直ちにその理由及びその旨を公告又は指名者に通知しなければならない。

２　前項の場合において、入札者が損失を受けることがあっても、市は、弁償の責に任じない。

（開札の方法）

第１３６条　開札は、指定の日時及び場所において職員１人以上立会の上行う。

２　前項の場合（電子入札の場合を除く。）において、入札者の出席がないときは、入札事務に関係のない職員１人以上を立会わせる。

３　入札者は、開札に出席しないときは、その結果について異議を申立てることができない。ただし、電子入札については、この限りでない。

（落札の決定）

第１３７条　支出の原因となるべき契約の入札にあっては、予定価格以下で最低価格の者を、収入の原因となるべき契約の入札にあっては、予定価格以上で最高価格の者を落札者とする。ただし、令第１６７条の１０、令第１６７条の１０の２第１項及び第２項の規定に該当する場合は、この限りでない。

２　令第１６７条の１０第１項及び令第１６７条の１０の２第２項の規定により落札者を決定したときは、その理由を明らかにしておかなければならない。

３　落札となるべき同価の入札者が２人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

（落札の通知）

第１３８条　落札者が決定したときは、直ちにその旨を本人に通知しなければならない。

（落札の取消）

第１３９条　市長は、次の各号の一に該当するときは、落札を取り消すことができる。

（１）　落札者が指定の期間内に契約を締結しないとき。

（２）　入札者又は落札者が不正の入札をしたと認めたとき。

（３）　入札資格に欠け、又は欠けたことを発見したとき。

（４）　落札者が自己の責に帰すべき理由によって既に締結した他の契約を解除されたとき。

（５）　落札の決定後特別の理由によって契約の締結ができないとき。

（再度の入札）

第１４０条　落札者がないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、再度の入札をさせることができる。

（指名競争入札者の指名）

第１４１条　指名競争入札に付そうとするときは、なるべく３人以上の入札者を指名するものとする。

（せり売り）

第１４２条　第１２２条、第１２８条、第１２９条及び第１３１条から第１３９条までの規定は、せり売りの場合にこれを準用する。

（随意契約の限度額等）

第１４３条　令第１６７条の２第１項第１号の規定により規則で定める額は、次の

各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（１）　工事又は製造の請負　２００万円

（２）　財産の買入れ　１５０万円

（３）　物件の借入れ　８０万円

（４）　財産の売払い　５０万円

（５）　物件の貸付け　３０万円

（６）　前各号に掲げるもの以外のもの　１００万円

２　随意契約によろうとするときは、あらかじめ第１２５条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、特別の理由があり予定価格が定め難いもの又は、１００万円未満の工事については、予定価格の作成を省略することができる。

３　随意契約によろうとするときは、なるべく２人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、予定価格が３万円を超えないもの並びに収入印紙、郵便切手、図書、定期刊行物その他市場価格をそのまま予定価格として採用してさしつかえないもの及び１００万円未満の工事で、市で定めた価格を超えないことが確認されてその代価の支払ができるものについては、見積書を省略することができる。

第３節　契約の締結及び履行

（令第１６７条の２第１項第３号による手続き）

第１４３条の２　令第１６７条の２第１項第３号に規定する規則で定める手続きは、次に掲げるものとする。

（１）　発注することが見込まれる場合は、あらかじめ契約に係る物品又は役務の名称、契約の概要及び契約の締結時期を公表すること。

（２）　契約を締結する前において、契約に係る物品又は役務の名称、契約内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準を公表すること。

（３）　契約を締結した後において、契約に係る物品又は役務の名称、契約内容、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由、契約年月日、契約金額その他契約の透明性の確保について必要な事項を公表すること。

２　前項の規定による公表は、インターネットその他の適切な方法により行う。

３　前２項に規定する手続は、令第１６７条の２第１項第３号の規定により随意契約を締結しようとする主管の長が行う。

（入札に付した契約の締結）

第１４４条　落札者は、落札の通知を受けた日から起算して７日以内に契約を締結しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

２　落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は、効力を失う。

３　前項の場合において、入札保証金は、市に帰属する。ただし、第１３１条ただし書の規定により入札保証金を免除された者は、当該入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければならない。

４　前３項の規定は、随意契約の場合にこれを準用する。

（部分払の契約）

第１４５条　工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の受入れその他の契約に係る既納部分について、完済前又は完納前にその部分の代価を支払う契約を締結することができる。

２　前項の場合における支払金額は、既済部分にあってはその代価の１０分の９、既納部分にあってはその代価を超えることができない。

（契約書の作成）

第１４６条　契約を締結しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した契約書（当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成しなければならない。ただし、契約の性質上又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

（１）　契約の目的

（２）　契約金額

（３）　履行期限

（４）　履行の場所（引渡しの場所）

（５）　契約保証金額又は契約保証金に代わる担保の内容

（６）　契約不履行の場合における契約保証金の処分

（７）　危険負担及び契約不適合責任

（８）　契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期

（９）　対価の支払の時期

（１０）　履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、延滞違約金その他の損害賠償金

（１１）　契約に関する紛争の解決方法

（１２） その他必要な事項

（議会の議決を要する契約措置）

第１４７条　藤枝市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和３９年藤枝市条例第１１号)に規定する契約を締結しようとするときは、議会の議決があったときに本契約を締結する旨を記載した仮契約書（当該仮契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。)を作成し、議会の議決後本契約書を作成する。この場合において、当該仮契約書に、議会の議決のあったときに本契約としての効力を生ずる旨を記載することにより、本契約書の作成を省略することができる。

（契約書作成の省略）

第１４８条　次の各号に掲げる場合においては、第１４６条に規定する契約書の作成を省略することができる。

（１） 指名競争入札による契約又は随意契約の場合において、その契約金額が３００万円未満のとき。

（２） せり売りに付するとき。

（３） 物件を売却に付する場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物件を引き取るとき。

（４） 物件を購入する場合において、直ちにその物件の検収ができるとき。

（５） 国、都道府県、市町村その他公共団体と契約を締結するとき。

２　前項第１号及び第２号の場合における１００万円以上のものについては、第１４６条各号の記載事項に準ずる事項を記載した請書（当該請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を徴するものとする。

（契約保証金）

第１４９条　令第１６７条の１６に規定する契約保証金の率は、契約金額の１００分の１０以上とし、契約を締結した際納付させなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

（１） 契約の相手方（以下「契約者」という。）が保険会社との間に藤枝市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

（２） 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

（３） 令第１６７条の５及び令第１６７条の１１の規定により市長が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、契約を履行しないこととなるおそ

れがないと認められるとき。

（４） 物件を売却する契約を締結する場合において、売却代金が直ちに納付されるとき。

（５） 随意契約を締結する場合において、その必要がないと認められるとき。

２　契約者が入札保証金を納付している場合は、その者の同意を得て、当該入札保証金を契約保証金に充当することができる。

（契約保証金に代わる担保）

第１５０条　令第１６７条の１６第２項の規定により、契約保証金の納付に代えて提供させることのできる担保は、次に掲げるものとする。

（１） 第１３２条第１項各号に掲げるもの

（２） 銀行その他市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう）の保証

２　前項各号に掲げる担保の価値は、同項第１号に掲げるものにあっては、第１３２条第２項に定める金額、前項第２号に掲げるものにあっては、その保証する金額とする。

（契約保証金の充当及び返還）

第１５１条　公有財産の売払いに係る契約であって契約者が契約保証金を納付している場合は、その者の同意を得て、当該契約保証金を売払い代金に充当することができる。

２　契約保証金（これに代わる担保を含む。以下同じ。）は、契約者の債務の履行があったとき、又は第１６１条第１項により契約の解除をしたとき、若しくは第１６２条第１項第３号の規定による契約の解除が正当な理由によるものと認められるときは、返還する。

３　前項の場合において、第１５３条第２項の規定により契約保証金を遅滞違約金に充て、なお残額があるときは、これを返還する。

（契約の変更）

第１５２条　契約者は、市長から契約の変更についての協議の申出があった場合には、これに応じなければならない。

２　市長は、前項の規定による協議に基づいて契約が変更され、契約金額にその１０分の３以上の増減を生じた場合において、既に納付した契約保証金の額が変更後の契約金額に係る契約保証金の額に満たないときはその満たない額を契約者に

納付させ、既に納付した契約保証金の額が変更後の契約金額に係る契約保証金の額をこえるときはそのこえる額を契約者の請求により返還しなければならない。

第１５２条の２　契約者は天災その他その責めに帰さない理由により、当該契約に係る債務を履行することができなくなったときは、その理由を記載した書面により、市長に対し契約の変更を申し出なければならない。

２　市長は、前項の規定による申出があった場合において、その理由がやむを得ないものであると認められたときは、当該契約を変更することができる。

３　前条第２項の規定は、前項の規定により契約の変更をした場合について準用する。

（遅延利息及び遅滞違約金）

第１５３条　契約者に履行遅滞が生じたときは、遅滞日数１日につき市長が別に定める利率に履行期日の翌日から履行日までの日数を乗じて算定した遅延利息又は遅滞日数１日につき契約金額の１，０００分の１に相当する額の遅滞違約金を徴収するものとする。この場合において、分割して履行しても支障のないものについては、その遅滞部分についてのみ徴収することができる。

２　前項の場合において、契約保証金の納付があるときは、相当額を遅延利息又は遅滞違約金に充て、なお不足するときは、不足額を納付させるものとする。

３　第１項の規定による遅延利息又は遅滞違約金が１００円未満であるときは、これを徴収しないことができる。

４　前項に規定する場合のほか、市長が特別の理由があると認めるときは、遅延利息又は遅滞違約金の全部又は一部を免除することができる。

（遅滞日数の計算）

第１５４条　前条の遅延利息又は遅滞違約金の算定の基礎となる遅滞日数については、市が約定の時期までに給付の完了の確認又は検査をしないときは、その時期を経過した日から完了の確認又は検査をした日までの日数は、これを算入しない。工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れについての契約に係る検査に不合格となった場合における手直し、補強又は引換えのためにする第１回目の指定日数についても、また同様とする。ただし、契約者に故意又は過失のある場合は、この限りでない。

（検査）

第１５５条　市長は、契約者の提供する目的物について、工事にあっては建設工事検査員、それ以外のものにあっては主管の長又は補助者（以下「検査員」という。）

に命じて、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて検査させるものとする。ただし、新聞、雑誌等については、検査を省略させることができる。

２　検査員は、前項の検査をする場合において、必要があると認めるときは、当該所属関係職員の立会いを求めることができる。

３　検査員は、検査をしたときは、検査の復命を書面で市長にしなければならない。この場合において、金額１件１００万円未満のものについては、検査員が当該契約者の提供する目的物についての支払に係る支出命令書等に検査済の押印をすることをもって復命に代えることができる。

（引渡し）

第１５６条　契約の目的物の引渡しは、引渡場所において市の行う検査に合格したときをもって完了する。

（値引きの検収）

第１５７条　契約者の提供した履行の目的物に僅少の不備の点があっても、使用上支障がないと認められるときは、相当額を減じてこれを採用することができる。

（危険負担）

第１５８条　契約の目的物の引渡し前に生じた損害については、特に定める場合のほかは、契約者の負担とする。

２　第１４５条の規定により工事若しくは製造その他の請負契約で既済部分に対して完済前に代価の一部を支払った場合において、当該請負契約の既済部分に滅失若しくは損傷を生じたとき又は市から材料を支給して請負をさせる場合において、当該交付材料について滅失若しくは損傷を生じたときは、特に定める場合のほか、その損害は、契約者の負担とする。物資の運送、保管等をさせる場合における損害についても、また同様とする。

（契約不適合責任）

第１５９条　請負契約又はその他の契約を締結した場合において、契約者から引渡しを受けた目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないときは、契約担当者がその不適合を知った時から１年以内にその旨を契約者に通知しなければ、担保の責任を負わせることはできない。ただし、工事については、藤枝市建設工事執行規則（昭和５３年藤枝市規則第７号）第６１条の規定による期間とする。

２　前項の期間は、契約をもって伸縮することができる。

（契約に関する権利義務の制限）

第１６０条　契約に関する権利義務は、市長の承認を得なければ他人に承継させ、

又はその権利を担保に供することはできない。

## 第４節　契約の解除

（契約の解除）

第１６１条　公用又は公共のため契約を解除し、又はその履行を停止し、若しくは変更することがあっても、契約者は、これを拒むことができない。

２　前項の場合にあっては、その履行の部分等を考慮して、相当の代価を支払うものとする。

第１６２条　契約者が次の各号の一に該当する場合には、契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）　期限又は期間内に契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認めるとき。

（２）　契約締結後その契約に不正の事実を発見したとき又は入札執行前に既に競争入札加入の資格がないものとなったとき。

（３）　契約解除の申出があったとき。

（４）　前３号のほか、法令及びこの規則又は契約に違反したとき。

２　前項の規定により契約を解除した場合においては、既に納付された契約保証金の全部又は一部は、損害賠償金として市に帰属する。その金額については、市長が定める。この場合において、契約保証金の額が損害金額に満たないときは、その不足額を納付させるものとする。

３　第１項の規定により契約を解除した場合においては、既に納付された契約保証金の納付を免除された者は、当該免除された契約保証金の額に相当する額又は前項の規定により市長が定めた額を損害賠償金として納付しなければならない。この場合において、その金額が損害賠償金に満たないときは、その不足額を併せて納付しなければならない。

４　第１項第３号の規定により契約を解除した場合において、その申出が正当な理由によるものと認めるときは、前２項の規定は、適用しない。

５　第１項の規定により契約を解除した場合においては、期限を指定して原状に回復させる等必要な措置をさせることができる。ただし、既履行部分のうち特に市長が認めるものに対しては、相当の代価を支払ってこれを採用することができる。

## 第５節　雑則

（工事請負契約の特例）

第１６３条　令附則第７条に規定する前払金の取扱い及び第１４５条に定める部分払の取扱い並びに工事施行等に関する事項は、別に定める。

## 第８章　現金及び有価証券

### 第２節　現金、有価証券等

（保管有価証券の整理区分）

第１９７条　会計管理者は、保管する有価証券を次の各号に掲げる種類に区分し、整理しておかなければならない。この場合において、特に必要があるときは、各区分ごとに細目を設けて整理するものとする。

（１）　担保証券　法令の規定により担保として提供された有価証券（契約保証金に代わる担保として提供された、金融機関等の保証書を含む。）

（２）　保証証券　法令の規定により保証金として提供された有価証券

（３）　保管証券　前２号に掲げるもの以外で法令の規定により市が一時保管する有価証券

（保管有価証券の出納）

第１９８条　主管の長は、有価証券を出納しようとするときは、有価証券受入（払出）通知書（第６４号様式）により会計管理者に通知しなければならない。

２　会計管理者は、前項の規定による通知により有価証券を受入れるときは、有価証券と引換えに納入者に有価証券預書を交付し、払出すときは、納入者から領収書を徴し、これと引換えに当該有価証券を還付しなければならない。

（契約保証金として提供された有価証券又は金融機関等の保証書の受け入れ等）

第１９８条の２　主管の長は、契約保証金として提供された有価証券又は金融機関等の保証書を受け入れるときは、納入者に保管有価証券等提出書（第６４号様式の２）を提出させ、当該有価証券又は当該保証書と引き換えに、保管有価証券等受領書（第６４号様式の３）を交付するものとする。

２　主管の長は、工事の完成等により、提供された有価証券又は金融機関等の保証書を返還するときは、受け入れ時に交付した保管有価証券等受領書と引き換えに当該有価証券又は当該保証書を返還するものとする。

附　則

（略）

附　則（令和８年７月２３日規則第３４号）抄

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。